

佐賀県告示第 59 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病検査を実施する。

令和 7 年 3 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第 2 項ただし書に該当する場合を除く。

4 実施の期日

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 9 条第 2 項に定める方法による。